

主査田健次郎ノ
質問要旨

昨年特別議會ニ於テ國
債整理基金五千萬圓
ヲ三千萬圓ニ減額セシ際
前大臣若槻君他日
公債基金集テ可能トスルニ至
ラハ再ヒ基金ヲ五千萬圓ニ
復旧スヘシト言明セラレタリ
貴院此言明ニ信賴
シテ豫算ニ協賛ヲ與ヘタ
リ然レ今更ノ豫算ハ
經濟狀態ノ著シク変化シ
タルニモ拘ラス基金復旧ヲ
計畫セラレサルハ我々ノ痛ク

タルニモ拘ハラズ基金復旧ヲ
計畫セラレサルハ我々ノ痛ク
失却スル所ナリ政府ハ貴族
院ノ院議ヲ且更ニ徹セシムル
方法ヲ講セラレサルヤ

大臣大臣の答辯書

前大臣大臣の言明ハ本大臣

ニ於テ責任ヲ負フコト当然

ナリト雖鐵道ノ資金ノ支

辨問題ハ目下經濟狀態

ノ調査調ナルニ考ヘ邊ニシテ

解決ニ難ク且豫算亦審

議ノ進行今日ノ場合ニ於テ

ハ之ヲ改ムルコト愈困難ナリ

故ニ政府ハ中貴族院ノ院

議ヲ尊重シ一方ニ經濟

故ニ政府ハ中貴族院ノ院
議ヲ尊重シ一方ニ經濟
狀態ヲ考慮シ不日國債
整理基金特別會計豫
算追加トシテ二千萬圓ノ
外國債ヲ發行准ホシテ外國債
ノ償還スルノ案ヲ提出シ之
ト同時ニ國債整理基金
法五條ノ除外ヲ規定スル
單行法案ヲ又并ヤテ提
出スル案ナリ 其法文ニ主
定シトモ「外國債ヲ整
理償還スル爲必定見ト
キ」外國債整理基金法第
五條ノ規定ニ依ラズ政府ハ

十八國債整理基金法律
五條ノ規定ニ依テ政府ハ
内國債ヲ募集スルコトヲ
得ト云フノ旨ニ在リ

田主査又問

只今ノ大藏大臣ノ言明ハ
内閣ヲ代表シテ言明ナルヤ
大臣ト云ハ

無論政府ヲ代表シテ
言明スル所ナリ

田主査又問

只今ノ豫算及法律案
無補會議院ニ先ニ提
出セラルヘシ政府ハ豫算
院ヲ通過スルノ確信アリ

出せらるへし政府ハ衆議院
院ヲ通過スルノ確信見
ヤ

大藏工員報告

議院ノ権能ニ及ラスニ
ナ何トモ政ニ難ニト
政府ハ責任ヲ以テ提出
スル以上日置善ノ力ヲ盡
シテ其ヲ通過スル所ニ

水野錬太郎使節

ノ要旨

前日大藏大臣ハ此上ニ
萬回ノ公債ヲ募集スル
熟慮ヲ要スル所ニ容易

水野錬太郎の學問

、要旨

前の大蔵大臣、此上二年
萬圓、公債ヲ發行集ムル
ハ熟慮ヲ要ス。假令容易
ニ發行集ム得ルトスレモ一時
内地ノ資金ヲ引上テ外國
拂出スコトハ特ニ熟慮ヲ要
ス。ト云レタリ。然レ本年二
千萬圓ノ公債ヲ以テ外
債ヲ償還セントスル事ハ
債ニアラス。

大正九年六月廿九日

要旨

前日、読者「水野錬太郎」

シヨリノ説明ハ此節ヲ
述ヘテハ之ニ過ナリ其時
露國士民皆言ノ事未
決ニマス露國ノ希望ハ
一億圓少クトモ七八千萬
トノコトナリキ然レ今日
此決定セシ所ハ五千萬
圓ニ止ルトノ事ナリ内地
投資人至ハツレバ餘額ヲ生
シタル譯ナリ且又正債増
加ノ勢ハ依然減セズ内地資
金は今日後益潤澤ニ加フ
ヘキ物勢ナレハ更ニ二千円
円ノ外債ヲ起シ外債ヲ
償還スルトモ行濟田界。

債還スルトモ 任済界。
実ヲ及ホスノ恐ナキ見止
付ナクナリ 勿論博覧也
熟慮モタニ 慎重ニ
債ニアラス

此外橋本等ヲ
「公債支辨」本則
トモヤ否ナドノ 質問
り大蔵大臣ハ 鐵道
公債支辨ヲ本則トモ
意則トモ考へ居ラス
只財政経済ノ 状況
リ決之ヘキ 問題ナリト
答ヘテ 取合ハス